	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合
	被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地
第五項の表の第三号	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
	被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
第六項	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る特例適用共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特例適用共有持分
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
第七項	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
前項の表の第五項の表以外の部分	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
前項の表の第五項の表の第一号の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
前項の表の第五項の表の第二号の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
前項の表の第六項の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋

附則第八条の三の四の見出し中「メタノール」を「可燃性天然ガス」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「第十五条の九第一項に規定する」及び「（第四項及び附則第八条の三の五において「自動車検査証」という。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を附則第八条の三の三とする。

法附則第三十条第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（次項、第五項及び次条において「自動車検査証」という。）において燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされているもの（可燃性天然ガス以外の燃料を用いる旨が併せて明らかにされているものを除く。）とする。

附則第八条の三の五第五項中「前二項」を「前項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「要件に該当する」の下に「同項に規定する」を加え、同項第二号中「第十五条の九第五項第二号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベル（次項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）」を「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（次号及び次条において「燃費評価実施要領」という。）第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」に改め、同項第三号中「第十五条の九第五項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル（次項第三号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）」を「燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「道路運送車両の保安基準の細目を定める